

ご協力をお願い

賃金統計調査を実施します

厚生労働省及び富山労働局では、賃金に係る次の統計調査を実施します。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い致します。

○最低賃金に関する実態調査（総務大臣の承認を得た一般統計調査）

最低賃金審議会における最低賃金改正の審議に資するよう、労働者の賃金の実態等を把握することを目的として、毎年 6 月分の賃金(見込み額)の状況を調査しています。

この目的以外に使用することはありません。

【問合せ先】

最低賃金に関する基礎調査コールセンター:0120-201-538

【詳しくはこちら】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/97-1.html>



○賃金構造基本統計調査（統計法による基幹統計）

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別に明らかにすることを目的として、毎年 6 月(一部は前年 1 年間)の状況を調査している調査です。

調査結果は民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、労災保険の年金額の算定の資料として、また、雇用・労働に係る国の政策検討の基礎資料として活用されています。

【問合せ先】

富山労働局監督課:076-432-2730

【詳しくはこちら】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>



ご回答いただいた内容について、お尋ねする場合があります。
その際、携帯電話から連絡させていただく場合がありますのでご承知おきください。